

翻訳サービス利用約款

高橋国際コンサルティング事務所

第1条（本約款の目的）

- 1 この翻訳サービス利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、高橋国際コンサルティング事務所（以下、「当所」といいます。）が提供する翻訳サービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容、利用方法等について定めることを目的とします。
- 2 本約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの申込及び利用をお断りしますので、必ず本約款の内容を確認してください。当所は、本サービスの申込又は利用があった場合には、本約款に同意したものとみなします。

第2条（本サービス）

当所は、本サービスを利用する方（以下、「お客様」といいます。）から依頼を受けたデータ等（以下、「元データ」といいます。）の翻訳を、当所が本サービスを提供するために契約する外部の翻訳者その他の第三者（以下、「翻訳者等」といいます。）に委託し、お客様に翻訳データを引き渡すサービスを提供します。

第3条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約（以下、「利用契約」といいます。）は、当所がお客様に送付する見積書に対し、お客様が承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。

第4条（利用契約成立後の元データの差換え）

- 1 お客様は、利用契約の成立後に元データの差換えを行う場合、平日10時から18時までの間に、当所に対し直ちに申し出るものとします。利用契約の成立から1時間を経過するまでの間にお客様が申し出た場合、当所とお客様との間で協議の上、納期、利用料金等の諸条件を変更するものとします。
- 2 お客様が利用契約の成立から1時間を経過して元データの差替を申し出た場合、当所は、お客様が本サービスの解除を行ったものとみなし、お客様は、第12条に定めるところに従って、損害を賠償するものとします。

第5条（利用料金の支払）

当所が特に認める場合を除き、お客様は、利用契約の成立と同時に、本サービスの利用料金の全額を、当所の予め指定する銀行預金口座へ振り込む方法により支払うものとします。利用料金の支払に際して生じる公租公課、振込手数料、その他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。

第6条（翻訳データの検査）

- 1 お客様は、翻訳データの引渡を受けたときは、当所の10営業日以内（以下、「検査期間」といいます。）に翻訳データの検査を行い、当所に対して検査結果を通知するものとします。
- 2 お客様は、検査の結果不合格であった場合は、その旨を直ちに書面で当所に通知するものとします。この場合、お客様は当所に対し、不合格の原因となった箇所及び理由を具体的に説明するものとします。
- 3 検査期間内にお客様からの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
- 4 当所は、第2項に定める不合格の通知を受領し、かつ翻訳データの修正が必要と判断した場合には、当所の責任と費用をもって、翻訳データを修正してお客様に引き渡すものとします。引渡期日については、お客様と協議の上定めるものとします。
- 5 前項に定める修正された翻訳データの検査については、前4項の規定を準用します。ただし、この場合の検査期間は、第1項の規定にかかわらず、当所の3営業日以内とします。

第7条（翻訳データの権利帰属）

翻訳データに関する著作権は、第6条に定めるところによって当該翻訳データにかかる検査が合格したときに当所からお客様に移転するものとします。

第8条（違法行為等の禁止等）

- 1 お客様は、本サービス又は翻訳データを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
- 2 当所は、お客様の依頼に従って翻訳した内容が違法又は善良な性風俗その他公序良俗を害するものであっても、一切責任を負いません。
- 3 お客様は、本サービス又は翻訳データの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争（当該第三者との知的財産権に関する紛争を含みます。）について、お客様自身の責任でこれを誠実に解決しなければなりません。

第9条（不可抗力）

当所は、天災地変、戦争・騒乱、テロ行為、ストライキ、法令改正その他当所の支配の及ばない事由（通信回線の障害を含みます。）によって本サービスの提供が妨げられた場合には、利用契約その他一切の規定にかかわらず、何らその責任を負わないものとします。

第10条（非保証・限定責任）

- 1 当所は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（正確性、完全性、権利侵害等を含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておらず、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
- 2 当所は、当所の故意又は重過失によってお客様に生じた通常の損害に限り賠償する責任を負うものとし、いかなる場合であっても、お客様の事業機会の損失、業務の停止、逸失利益、データの滅失若しくは損壊その他一切の特別損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の如何を問わず、一切の責任を負いません。当所に損害賠償責任が生じた場合の賠償額は、かかる責任が生じた利用契約の利用料金の50%相当額を上限とします。

第11条（データの取扱い）

- 1 当所は、元データ及び翻訳データについて、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとします。
- 2 当所は、翻訳データの引渡日3カ月経過後に、元データ及び翻訳データを削除するものとします。
- 3 当所は、あらかじめ当所と個別に機密保持契約を締結した翻訳者等に対し、元データを開示するものとします。

第12条（お客様の行う解除）

- 1 お客様は、当所が翻訳を完成するまでの間は、いつでも損害を賠償して利用契約の解除を行うことができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、利用契約が成立してから1時間が経過するまでの間、無償で利用契約の解除を行うことができます。
- 3 前2項の解除権を行使する場合には、当所に対して電子メールで解除の通知を行わなければなりません。当該通知を行わない場合には、解除の効果は生じません。
- 4 お客様は、本条に定める解除を行った場合であっても、既に当所に支払った利用料金の償還を受けることはできず、利用料金の支払を免れることはできません。ただし、第2項に定める場合は、この限りではありません。

第13条（当所の実行解除）

- 1 当所は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
 - (1) 本約款で定める義務に違反したとき。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立がなされたとき。
 - (3) 当所に対し虚偽の事実を申告したとき。

- (4) 前各号に定める場合のほか、当所が業務を行う上で重大な支障がある場合又は重大な支障の生じるおそれがあるとき。
- 2 当所は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第14条（協議）

本約款の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、又は本約款に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第15条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本約款の準拠法は日本法とします。
- 2 本約款又は本サービスに起因又は関連する紛争については、訴額等に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2019年1月1日制定